

浅口市広域ネットワーク（LPWA）整備事業に関する質問への回答

番号	資料名称	ページ	タイトル	質問内容	浅口市回答
1	別紙1_仕様書 (浅口市広域ネットワーク(LPWA)整備事業に係る仕様書)	4	(4)温湿度センサ(管理システム機能も含む) (カ)測定した温度及び湿度により暑さ指数(WBGT値)を計算し、設定したしきい値により、アラート及びメール等での通知が行えること。なお、WBGT値は暑さ指数早見表を用いてもよい。	①しきい値とは暑さ指数(WBGT値)で設定する必要があると考えてよろしいでしょうか。 ②暑さ指数(WBGT)そのものが測定可能なセンサーを用いてもよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②可能です。ただし温度等センシングしたデータを市民に公開等する機能があることが必要です。
2	添付資料1	全て	河川・ため池の現調確認	施工方法の確認等を目的にそれぞれの箇所を確認しに行くことは可能でしょうか(目視で確認しに行く程度)。許可等が必要な箇所への立ち入りは想定していません。	水位センサの設置想定箇所について必要に応じて現地確認をしていただいで構いません。なお、立ち入り許可が必要な箇所はありません。
3	添付資料2	全て	温湿度センサの現調確認	施工方法の確認等を目的にそれぞれの箇所を確認しに行くことは可能でしょうか(目視で確認しに行く程度、屋外設置場所のみの確認であり屋内施設への入室は想定していない)。許可等が必要な箇所への立ち入りは想定していません。	必要に応じて現地確認をしていただいで構いませんが、確認の際は事前にひとつくり推進課まで連絡ください。 連絡先:教育委員会事務局ひとつくり推進課 TEL:0865-44-7001
4	実施要項[5.参加資格]	2	LPWA機器類設置について	LPWA機器の設置については電気通信工事に該当すると思われるが、共同提案を含む構成事業者の中に電気通信工事業を有する法人以外が参加できないと思われるが、見解をご教示ください。	業務の一部再委託やLTE-Mなど既にある回線を利用する提案も考えられるため、必ずしも提案事業者が電気通信工事業の資格等を有していなくても良いケースもあると考えますが、参加資格とは別に、事業実施につきましては、法令を遵守していただく必要があります。
5	別紙1_仕様書[7.要件(5)畝センサ(管理システム機能も含む)]	4	畝センサの設置費用について	畝センサの設置場所について今回の資料には見受けられないが、設置費用については「様式4提案見積書②」(独自提案)の導入経費に含めるように指示があるが、畝センサの設置費用は実施要項[3.提案上限価格(機器費用・機器費用以外)]には含まれてないという認識で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおり、畝センサの設置費用は提案上限価格には含みません。 畝センサの設置については、狩猟者が設置することを想定しておりますので、設置にかかる費用は発生しないものと考えております。ただし、仕様書に記載のあります「3.事業概要-(6)畝センサの設置等の指導」※市民利用者(対象者10名程度)及び担当職員への説明(各1回の計2回程度)については、提案上限価格に含まれます。なお、ご質問にあります「様式4提案見積書②」(独自提案)の導入経費に含める費用は、畝センサの設置費用ではなく、狩猟者が畝センサを設置したい場所が電波の届かない場所であった場合に、通信機器の追加設置が必要となった際の機器費用及び設置費用等になります。
6	添付資料1水位センサ設置場所	1	亀折池の位置	水位センサ設置場所の記載で、ため池No.17 亀折上池について、座標の位置は亀折上池ですが、1ページ目の地図の記載には「亀折下池」と書かれておりますが、亀折上池に設置する計画で宜しいでしょうか。 1	ため池No.17 亀折上池及び座標が正です。 [添付資料1]に記載の亀折下池が誤記となります。

浅口市広域ネットワーク（LPWA）整備事業に関する質問への回答

番号	資料名称	ページ	タイトル	質問内容	浅口市回答
7	添付資料1 水位 センサ設置場所	1, 2	杉谷川（上流）の位置	水位センサ設置場所のNo. 14杉谷川（上流）について、現地を確認したところ周囲に木が生い茂っており、電波が届き難い環境です。御指定されている箇所での設置は必須でしょうか。例えば少し下流の「滑石の石門」に設置するのであれば通信は可能と考えております。	No. 14杉谷川（上流）については杉谷川を横断している道路の橋付近を想定していますので当箇所への設置でご提案をお願いします。 ※なお、配布の緯度経度（杉谷川（上流））に多少のずれがあることが確認されたため以下のデータを提供します。 緯度：34.565631 経度：133.573637
8	該当資料無し		中継器（通信親機）の設置場所	中継器（通信親機）の設置場所について、市が管理する建物であれば、場所をお借り出来ると考えて宜しいでしょうか。例えば市役所の屋上や、市が管理する公園などです。また、その場合に借地料は必要でしょうか。	市が利用している設備等に影響がなければ設置することは可能です。電源等、設備を利用する場合は、その配線工事費等も見積に含んでください。なお、防災行政無線のポールに設置をする場合は、既存のブレーカーから電源を分岐していただく必要があるため、電気工事費を見積に含めてください。 借地料等（占有料・電気代など）につきましては、設置する機器の所有者、提供するサービスの内容により、必要となる場合もあります。